

令和2年5月8日

「日本放送協会放送受信料免除基準」及び
「日本放送協会放送受信規約」の変更の認可
(令和2年5月8日 諮問第16号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(広瀬課長補佐、丸山係長)

電話：03-5253-5778

「日本放送協会放送受信料免除基準」及び「日本放送協会放送受信規約」の変更の認可

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 2 項の規定に基づき日本放送協会放送受信料免除基準（以下「免除基準」という。）の変更の認可申請が、同条第 3 項の規定に基づき日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があった。

なお、この認可申請は、NHK 受信料制度等検討委員会の答申（令和 2 年 4 月 23 日）の結果を踏まえて行われたものである。

※ 経営委員会が免除基準及び受信規約の変更の議決に当たり実施する、国民・視聴者からの意見募集手続については、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）附則第 3 項に規定する特例により、実施されなかった。

（1）変更内容

（免除基準について）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合において、免除すべき受信契約の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものに係る受信料を免除するための規定を新設するものである。

（受信規約について）

受信規約第 12 条の 2 において、「放送受信契約者が放送受信料の支払いを 3 期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1 期あたり 2.0% の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない」と規定されているところ、同条の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの間の受信料については、支払いを延滞した場合であっても、延滞利息を発生させないこととするとともに、同期間は、同条に定める「3 期分以上」に通算しないこととするための規定を新設するものである。

（2）変更理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、受信料の支払いが困難な状況となる受信契約者に係る受信料の負担軽減を図るものである。

なお、免除基準については、非常災害時における免除において、免除すべき受信契約の範囲及び免除の期間について臨機で機動的な対応を可能としていることになって、同様に規定するものである。

(3) 免除基準の変更案（新旧対照表）

(_____ 部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この基準は、<u>令和2年*月*日</u>より施行する。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置)</u></p> <p>3 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある場合において、免除すべき放送受信契約の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものは、放送受信料の免除の対象とする。</u></p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この基準は、<u>平成31年2月1日</u>より施行する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [新設]</p>

(4) 受信規約の変更案（新旧対照表）

(_____ 部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>令和2年*月*日</u>より施行する。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 <u>第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和3年3月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。</u></p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>令和元年10月1日</u>より施行する。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 [新設]</p>

(5) 事業収支に及ぼす影響

(免除基準について)

事業収支に及ぼす影響は、承認申請の内容によるが、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で実施する。

(受信規約について)

今回の契約条項の変更に伴う支払延滞は令和2年度に限ったものであり、協会の今後の事業運営に影響を及ぼさないと考えている。

(6) 実施しようとする期日

総務大臣の認可を受けた日から施行する。

2 審査の結果

本件は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、協会において、受信料の負担軽減策として、受信料免除や延滞利息に係る特例措置を設けるものであり、現下の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みて、妥当なものである。また、これらの措置は、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で行われることから、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

なお、免除基準の変更を受けて、協会から、免除すべき受信契約の範囲、免除の期間等について承認申請がなされた際は、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で行われるものであるかを、適切に審査することとしたい。